

刑法等の一部を改正する法律案要綱

第一 刑法の一部改正

一 拘禁刑の創設

- 1 死刑、拘禁刑、罰金、拘留及び科料を主刑とし、没収を付加刑とするものとする。 (第九条関係)
- 2 拘禁刑は、無期及び有期とし、有期拘禁刑は、一月以上二十年以下とするものとする。 (第十二条第一項関係)

- 3 拘禁刑は、刑事施設に拘置するものとする。 (第十二条第二項関係)

- 4 拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができるものとする。 (第十二条第三項関係)

二 刑の執行猶予制度の拡充

- 1 再度の刑の全部の執行猶予を言い渡すことのできる要件の緩和

前に拘禁刑に処せられたことがあってもその刑の全部の執行を猶予された者が二年以下の拘禁刑の言渡しを受け、情状に特に酌量すべきものがあるときは、裁判が確定した日から一年以上五年以下の期間、その刑の全部の執行を猶予することができるものとし、ただし、この1本文の規定により刑の全部の執行を猶予されて、第二十五条の二第一項の規定により保護観察に付せられ、その期間内に更に罪を犯した者については、この限りでないものとする。 (第二十五条第二項関係)

2 刑の全部の執行猶予の猶予期間経過後の刑の執行の仕組みの導入

- (一) 第二十七条第一項の規定にかかわらず、刑の全部の執行猶予の期間内に更に犯した罪（罰金以上の刑に当たたるものに限る。）について公訴の提起がされているときは、同項の刑の言渡しは、当該期間が経過した日から（三）又は（四）の規定によりこの（一）後段の規定による刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消されることがなくなるまでの間（以下この（一）及び（二）において「効力継続期間」という。）、引き続きその効力を有するものとし、この場合においては、当該刑については、当該効力継続期間はその全部の執行猶予の言渡しがされているものとみなすものとする。 （第二十七条第二項関係）
- (二) (一)前段の規定にかかわらず、効力継続期間における次に掲げる規定の適用については、(一)の刑の言渡しは、効力を失っているものとみなすものとする。 （第二十七条第三項関係）
 - (1) 第二十五条、第二十六条、第二十六条の二、第二十七条の二第一項及び第三項、第二十七条の四（第三号に係る部分に限る。）並びに第三十四条の二の規定
 - (2) 人の資格に関する法令の規定
- (三) (一)前段の場合において、当該罪について拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の全部について執行猶予の言渡しがなくときは、(一)後段の規定による刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消さなければならぬものとし、ただし、当該罪が(一)前段の猶予の期間の経過後に犯した罪と併合罪として処断された場合において、犯情その他の情状を考慮して相当でないと認めるときは、この限りでないものとする。 （第二十七条第四項）

関係)

- (四) (一)前段の場合において、当該罪について罰金に処せられたときは、(一)後段の規定による刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消すことができるものとする。 (第二十七条第五項関係)
- (五) (三)又は(四)の規定により刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消したときは、執行猶予中の他の拘禁刑についても、その猶予の言渡しを取り消さなければならないものとする。 (第二十七条第六項関係)

3 刑の一部の執行猶予の猶予期間経過後の刑の執行の仕組みの導入

- (一) 第二十七条の七第一項の規定にかかわらず、刑の一部の執行猶予の言渡し後その猶予の期間を経過するまでに更に犯した罪(罰金以上の刑に当たるものに限る。)について公訴の提起がされているときは、当該期間が経過した日から(三)又は(四)の規定によりこの(一)後段の規定による刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなくなるまでの間(以下この(一)及び(二)において「効力継続期間」という。)、同項前段の規定による減軽は、されないものとし、この場合においては、同項の刑については、当該効力継続期間は当該猶予された部分の刑の執行猶予の言渡しが行われているものとみなすものとする。 (第二十七条の七第二項関係)

- (二) (一)前段の規定にかかわらず、効力継続期間における次に掲げる規定の適用については、(一)の刑は、第二十七条の七第一項前段の規定による減軽がされ、同項後段に規定する日にその執行を受け終わったものとみなすものとする。 (第二十七条の七第三項関係)

(1) 第二十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）、第二十七条の二第一項（第三号に係る部分に限る。

）及び第三項、第二十七条の四、第二十七条の五、第三十四条の二並びに第五十六条第一項の規定

(2) 人の資格に関する法令の規定

(三) (一) 前段の場合において、当該罪について拘禁刑以上の刑に処せられたときは、(一) 後段の規定による刑の一

部の執行猶予の言渡しを取り消さなければならぬものとし、ただし、当該罪が(一) 前段の猶予の期間の経過

後に犯した罪と併合罪として処断された場合において、犯情その他の情状を考慮して相当でないと認めると

きは、この限りでないものとする。 (第二十七条の七第四項関係)

(四) (一) 前段の場合において、当該罪について罰金に処せられたときは、(一) 後段の規定による刑の一部の執行猶

予の言渡しを取り消すことができるものとする。 (第二十七条の七第五項関係)

(五) (三) 又は(四)の規定により刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消したときは、執行猶予中の他の拘禁刑につい

ても、その猶予の言渡しを取り消さなければならぬものとする。 (第二十七条の七第六項関係)

三 侮辱の罪の法定刑の引上げ

侮辱の罪の法定刑を「拘留又は科料」から「一年以下の懲役若しくは禁錮若しくは三十万円以下の罰金又は拘

留若しくは科料」に引き上げること。 (第二百三十一条関係)

第二 刑事訴訟法の一部改正

一 刑の執行猶予の猶予期間経過後の刑の執行に係る手続規定の整備

第一の二(三)若しくは(四)又は3(三)若しくは(四)の規定により刑の執行猶予の言渡しを取り消すべき場合には、第三百四十九条第一項の請求は、第一の二(一)前段に規定する刑の全部の執行猶予の期間内又は第一の二(三)(一)前段に規定する刑の一部の執行猶予の言渡し後その猶予の期間を経過するまでに更に犯した罪であつて当該請求の理由に係るものについて罰金以上の刑に処する裁判が確定した日から二箇月を経過した後は、これをすることができないものとする。 (第三百四十九条第三項関係)

第三 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正

一 受刑者の処遇の原則の明確化

受刑者の処遇は、その者の資質及び環境に加え、年齢に応じて行うものとする。 (第三十条関係)

二 拘禁刑受刑者等に対する矯正処遇に係る規定の整備

1 処遇要領は、できる限り速やかに定めるものとし、矯正処遇の目標並びに作業及び指導ごとの内容及び方法をできる限り具体的に記載するものとする。 (第八十四条第三項関係)

2 刑事施設の長は、第八十四条第二項の規定にかかわらず、処遇要領を定めるまでの間は、受刑者の年齢、その時点において把握している資質及び環境を考慮し、必要と認められる範囲内において、法務省令で定めるところにより、矯正処遇を行うものとする。 (第八十四条第五項関係)

3 刑事施設の長は、受刑者に対し、その改善更生及び円滑な社会復帰を図るため必要と認められる場合には、作業を行わせるものとし、ただし、作業を行わせることが相当でないと認めるときは、この限りでないものと

すること。（第九十三条関係）

三 被害者等の心情等の考慮に係る規定の整備

1 刑事施設の長は、処遇要領を定めるに当たっては、法務省令で定めるところにより、被害者等（受刑者が刑を言い渡される理由となった犯罪により害を被った者（以下この1において「被害者」という。）又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下第三において同じ。）の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況及び3の規定により聴取した心情等を考慮するものとし、処遇要領を変更しようとするときも、同様とするものとする。 （第八十五条第一項関係）

2 刑事施設の長は、矯正処遇を行うに当たっては、1の心情及び状況並びに3の規定により聴取した心情等を考慮するものとする。 （第八十五条第二項関係）

3 刑事施設の長は、法務省令で定める受刑者について、被害者等から、被害に関する心情、被害者等の置かれている状況又は当該受刑者の生活及び行動に関する意見（以下第三において「心情等」という。）を述べたい旨の申出があったときは、法務省令で定めるところにより、当該心情等を聴取するものとし、ただし、当該被害に係る事件の性質、当該被害者等と当該受刑者との関係その他の被害者等に関する事情を考慮して相当でないとき、この限りでないものとする。 （第八十五条第三項関係）

4 刑事施設の長は、第一百三十一条の指導を行うに当たっては、被害者等の被害に関する心情、被害者等の置

かかっている状況及び3の規定により聴取した心情等を考慮するものとする。 (第百三条第三項関係)

5 刑事施設の長は、法務省令で定めるところにより、被害者等から、3の規定により聴取した心情等を受刑者に伝達することを希望する旨の申出があったときは、第百三条第一項の指導を行うに当たり、当該心情等を受刑者に伝達するものとし、ただし、その伝達をすることが当該受刑者の改善更生を妨げるおそれがあるときその他当該被害に係る事件の性質、矯正処遇の実施状況その他の処遇に関する事情を考慮して相当でない認めるときは、この限りでないものとする。 (第百三条第四項関係)

四 社会復帰支援の充実

1 刑事施設の長は、受刑者の円滑な社会復帰を図るため、釈放後に自立した生活を営む上での困難を有する受刑者に対しては、その意向を尊重しつつ、次に掲げる支援を行うものとする。 (第百六条第一項関係)

(一) 適切な住居その他の宿泊場所を得ること及び当該宿泊場所に帰住することを助けること。

(二) 医療及び療養を受けることを助けること。

(三) 就業又は修学を助けること。

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、受刑者が健全な社会生活を営むために必要な援助を行うこと。

2 1の支援は、その効果的な実施を図るため必要な限度において、刑事施設の外の適当な場所で行うことができるものとする。 (第百六条第二項関係)

3 刑事施設の長は、1の支援を行うに当たっては、矯正処遇の実施状況、三三の規定により聴取した心情等そ

他の被害者等に関する事情及び受刑者が社会復帰をするに際し支援を必要とする事情を考慮するものとする
こと。(第百六条第三項関係)

4 刑事施設の長は、1の支援を行うに当たっては、保護観察所の長と連携を図るように努めなければならない
ものとする。(第百六条第四項関係)

第四 更生保護法の一部改正

一 刑の執行猶予制度の拡充に伴う保護観察処遇に係る規定の整備

1 再保護観察付執行猶予者に関する特則

(一) 刑法第二十五条の二第一項の規定により保護観察に付されている期間中に更に同項の規定により保護観察
に付された保護観察付執行猶予者(以下第四において「再保護観察付執行猶予者」という。)に対する保護
観察は、当該再保護観察付執行猶予者が保護観察に付されている期間中に犯罪をしたことを踏まえ、当該犯
罪に結び付いた要因の的確な把握に留意して実施しなければならないものとする。(第八十一条の二関
係)

(二) 保護観察所の長は、再保護観察付執行猶予者について、保護観察に付されている期間中に更に刑法第二十
五条の二第一項の規定により付された保護観察(三)及び(五)において「再度の保護観察」という。)の開始に
際し、(一)に規定する要因を的確に把握するため、少年鑑別所の長に対し、当該再保護観察付執行猶予者の鑑
別を求めるものとし、ただし、保護観察の実施のために特に必要とは認められないときは、この限りでない

ものとする。 (第八十一条の三関係)

- (三) 保護観察所の長は、再保護観察付執行猶予者について、先に付されている保護観察（刑法第二十五条の二第一項の規定により付されたものに限る。以下この(三)及び(四)において「先の保護観察」という。）において特別遵守事項が定められているときは、第五十二条第五項の規定にかかわらず、再度の保護観察の開始に際し、当該先の保護観察における特別遵守事項を再度の保護観察においても特別遵守事項として定めなければならぬものとし、ただし、当該先の保護観察における特別遵守事項の内容に照らし相当でないと認めるときは、この限りでないものとする。 (第八十一条の四第一項関係)

- (四) (三)に規定する場合のほか、保護観察所の長は、再保護観察付執行猶予者について、第五十二条第五項の規定により特別遵守事項を定めるとき、若しくは同条第六項の規定により特別遵守事項を定め、若しくは変更するとき、又は第五十三条第一項の規定により特別遵守事項を取り消すときは、当該再保護観察付執行猶予者が付されている先の保護観察においても、当該特別遵守事項を定め、若しくは変更し、又は取り消さなければならぬものとし、ただし、当該特別遵守事項の内容に照らし相当でないと認めるときは、この限りでないものとする。 (第八十一条の四第二項関係)

- (五) 薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第二条第二項に規定する薬物使用等の罪を犯して刑法第二十五条の二第一項の規定により保護観察に付されている者が、再び当該薬物使用等の罪を犯して再度の保護観察に付された場合には、規制薬物等の使用を反復する犯罪的傾向を改善するための

第五十一条第二項第四号に規定する処遇を受けることを特別遵守事項として定めなければならないものとし、ただし、これに違反した場合に同法第二十六条の二に規定する処分がされることがあることを踏まえ、その改善更生のために特に必要とは認められないときは、この限りでないものとする。 (第八十一条の四第三項関係)

(六) 刑法第二十五条の二第二項の規定により保護観察を仮に解除されている再保護観察付執行猶予者に対する第五十条の規定の適用については、第八十一条第三項の規定にかかわらず、第五十条第一項第二号中「指導監督を行うため把握すべきもの」とあるのは「その行状を把握するため必要なもの」とするなどの所要の整備をするものとする。 (第八十一条の五関係)

2 保護観察の実施方法

- (一) 保護観察は、保護観察対象者の改善更生を図ることを目的として、その犯罪又は非行に結び付く要因及び改善更生に資する事項を的確に把握しつつ、第五十七条及び第六十五条の三第一項に規定する指導監督並びに第五十八条に規定する補導援護を行うことにより実施するものとする。 (第四十九条第一項関係)
- (二) 保護観察所の長は、保護観察を適切に実施するため、保護観察対象者の改善更生に資する援助を行う関係機関等（官公署、学校、病院、公共の衛生福祉に関する機関その他の者をいう。以下第四において同じ。）に対し第三十条の規定により必要な情報の提供を求めるなどして、当該関係機関等との間の緊密な連携の確保に努めるものとする。 (第四十九条第三項関係)

3 一般遵守事項

一般遵守事項の内容として、保護観察官又は保護司から、健全な生活態度を保持するために実行し、又は継続している行動の状況、特定の犯罪的傾向を改善するための専門的な援助を受けることに関してとった行動の状況、被害者等（犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為により害を被った者（以下この3において「被害者」という。）又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下第四において同じ。）の被害を回復し、又は軽減するためにとった行動の状況その他の行動の状況を示す事実であって指導監督を行うため把握すべきものを明らかにするよう求められたときは、これに応じ、その事実を申告し、又はこれに関する資料を提示することを加えるものとする。こと。（第五十条第一項第二号ハ関係）

4 特別遵守事項

特別遵守事項の類型として、更生保護事業法の規定により更生保護事業を営む者その他の適当な者が行う特定の犯罪的傾向を改善するための専門的な援助であって法務大臣が定める基準に適合するものを受けることを加えるものとする。こと。（第五十一条第二項第七号関係）

5 指導監督の方法

(一) 指導監督の方法として、保護観察対象者が、更生保護事業法の規定により更生保護事業を営む者その他の適当な者が行う特定の犯罪的傾向を改善するための専門的な援助であって法務大臣が定める基準に適合する

ものを受けるよう、必要な指示その他の措置をとることを加えるものとする。 (第五十七条第一項第四号関係)

(二) 保護観察所の長は、(一)に規定する措置をとろうとするときは、あらかじめ、(一)に規定する援助を受けることが保護観察対象者の意思に反しないことを確認するとともに、当該援助を提供することについて、これを行う者に協議しなければならないものとし、ただし、4の規定により当該援助を受けることを特別遵守事項として定めている場合は、保護観察対象者の意思に反しないことを確認することを要しないものとする。 (第五十七条第三項関係)

(三) 保護観察所の長は、(一)に規定する措置をとったときは、(一)に規定する援助の状況を把握するとともに、当該援助を行う者と必要な協議を行うものとする。 (第五十七条第四項関係)

(四) 第五十一条第二項第四号に規定する処遇を受けることを特別遵守事項として定められた保護観察対象者について、(一)に規定する措置をとったときは、当該処遇は、当該保護観察対象者が受けた(一)に規定する援助の内容に応じ、その処遇の一部を受け終わったものとして実施することができるものとする。 (第五十七条第五項関係)

6 保護観察の仮解除

(一) 刑法第二十五条の二第二項又は第二十七条の三第二項(薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第四条第二項において準用する場合を含む。(二)及び(四)において同じ。)の規定による保

保護観察を仮に解除する処分は、保護観察所の長が、保護観察付執行猶予者について、遵守事項及び生活行動指針の遵守状況その他法務省令で定める事項を考慮し、現に健全な生活態度を保持しており、保護観察を仮に解除しても、当該生活態度を保持し、善良な社会の一員として自立し、改善更生することができると思われるときにするものとする。 (第八十一条第一項関係)

(二) 保護観察所の長は、刑法第二十五条の二第二項又は第二十七条の三第二項の規定により保護観察を仮に解除されている保護観察付執行猶予者について、その行状に鑑み再び保護観察を実施する必要があると認めるときは、これらの規定による処分を取り消さなければならないものとする。 (第八十一条第五項関係)

(三) 刑法第二十五条の二第二項の規定により保護観察を仮に解除されている保護観察付執行猶予者が、同条第一項の規定により保護観察に付された場合には、同条第二項の規定による処分は、その効力を失うものとする。 (第八十一条第六項関係)

(四) 地方更生保護委員会 (以下第四において「地方委員会」という。) の所掌事務から、刑法第二十五条の二第二項及び第二十七条の三第二項の行政官庁として、保護観察を仮に解除し、又はその処分を取り消すことを削るものとする。 (第十六条第六号関係)

二 罪を犯した者に対する社会内における処遇に係る規定の整備

1 勾留中の被疑者に対する生活環境の調整

(一) 保護観察所の長は、勾留されている被疑者であって検察官が罪を犯したと認めたものについて、身体の拘

束を解かれた場合の社会復帰を円滑にするため必要があると認めるときは、その者の同意を得て、第八十二条第一項に規定する方法により、釈放後の住居、就業先その他の生活環境の調整を行うことができるものとする。 (第八十三条の二第一項関係)

(二) 保護観察所の長は、(一)の規定による調整を行うに当たっては、(一)の被疑者の刑事上の手続に参与している検察官の意見を聴かなければならないものとする。 (第八十三条の二第二項関係)

(三) 保護観察所の長は、(二)に規定する検察官が捜査に支障を生ずるおそれがあり相当でない旨の意見を述べたときは、(一)の規定による調整を行うことができないものとする。 (第八十三条の二第三項関係)

2 更生緊急保護

(一) 更生緊急保護の対象のうち「訴追を必要としないため公訴を提起しない処分を受けた者」を「検察官が直ちに訴追を必要としないと認めた者」に改めるものとする。 (第八十五条第一項第六号関係)

(二) 更生緊急保護の対象となる者の改善更生を保護するため特に必要があると認められるときの刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束を解かれた後六月を超えて更生緊急保護を行うことができる期間を、更生緊急保護の措置のうち金品の給与又は貸与及び宿泊場所の供与については更に六月を、その他のものについては更に一年六月を、それぞれ超えない範囲内とすること。 (第八十五条第四項ただし書関係)

(三) 刑の執行のため刑事施設に收容されている者又は刑若しくは保護処分の執行のため少年院に收容されている者 (以下第四において「收容中の者」と総称する。) から申出があり、その者が第八十五条第一項第一号

、第二号、第五号又は第九号に掲げる者（4（一）において「刑執行終了者等」という。）に該当することとなつた場合において、保護観察所の長が必要があると認めるときも、更生緊急保護を行うものとする事。（第八十六条第一項関係）

（四） 刑事施設の長又は少年院の長は、収容中の者について、必要があると認めるときも、その者に対し、第五章第一節に定める更生緊急保護の制度及び申出の手續について教示しなければならないものとする事。（第八十六条第二項関係）

3 被害者等の心情等を踏まえた処遇等

（一） 犯罪をした者又は非行のある少年に対して更生保護法の規定によりとる措置は、当該措置を受ける者の性格、年齢、経歴、心身の状況、家庭環境、交友関係等に加え、被害者等の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況を十分に考慮して、当該措置を受ける者に最もふさわしい方法により、その改善更生のために必要かつ相当な限度において行うものとする事。（第三条関係）

（二） 地方委員会は、仮釈放を許すか否かに関する審理を行うに当たり、法務省令で定めるところにより、審理対象者が刑を言い渡される理由となつた犯罪に係る被害者等から、審理対象者の仮釈放、仮釈放中の保護観察及び第八十二条第一項の規定による生活環境の調整に関する意見並びに被害に関する心情（以下この（二）において「意見等」という。）を述べたい旨の申出があつたときは、当該意見等を聴取するものとし、ただし、当該被害に係る事件の性質、審理の状況その他の事情を考慮して相当でないと認めるときは、この限りで

ないものとする。 (第三十八条第一項関係)

(三) 地方委員会は、(二)の規定により仮釈放中の保護観察に関する意見を聴取した場合において、(二)の審理対象者について刑法第二十八条の規定による仮釈放を許す処分をしたときは、当該審理対象者の仮釈放中の保護観察をつかさどることとなる保護観察所の長に対し、当該意見その他の仮釈放中の保護観察の実施に必要な事項を通知するものとする。 (第三十八条第三項関係)

(四) 地方委員会は、(二)の規定により第八十二条第一項の規定による生活環境の調整に関する意見を聴取した場合において、必要があると認めるときは、(二)の審理対象者について同項の規定による生活環境の調整を行う保護観察所の長に対し、当該意見その他の同項の規定による生活環境の調整の実施に必要な事項を通知するものとする。 (第三十八条第四項関係)

(五) 指導監督の方法として、保護観察対象者が、当該保護観察対象者が刑又は保護処分を言い渡される理由となった犯罪又は刑罰法令に触れる行為に係る被害者等の被害の回復又は軽減に誠実に努めるよう、必要な指示その他の措置をとることを加えるものとする。 (第五十七条第一項第五号関係)

(六) 保護観察所の長は、(五)に規定する措置をとる場合において、(三)の規定により(三)に規定する事項が通知され又は(七)の規定により(七)に規定する心情等を聴取したときは、当該通知された事項又は当該聴取した心情等を踏まえるものとする。 (第五十七条第六項関係)

(七) 保護観察所の長は、法務省令で定めるところにより、保護観察対象者が刑又は保護処分を言い渡される理

由となつた犯罪又は刑罰法令に触れる行為に係る被害者等から、被害に関する心情、当該被害者等の置かれている状況又は保護観察対象者の生活若しくは行動に関する意見（以下この（七）において「心情等」という。）を述べたい旨の申出があつたときは、当該心情等を聴取するものとし、ただし、当該被害に係る事件の性質その他の事情を考慮して相当でないと認めるときは、この限りでないものとする。 （第六十五条第一項関係）

4 更生保護に関するその他の援助

- (一) 保護観察所の長は、刑執行終了者等の改善更生を図るため必要があると認めるときは、その者の意思に反しないことを確認した上で、その者に対し、更生保護に関する専門的知識を活用し、情報の提供、助言その他の必要な援助を行うことができるものとする。 （第八十八条の二関係）
- (二) 保護観察所の長は、地域社会における犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生並びに犯罪の予防に寄与するため、地域住民又は関係機関等からの相談に応じ、更生保護に関する専門的知識を活用し、情報の提供、助言その他の必要な援助を行うものとする。 （第八十八条の三関係）

第五 更生保護事業法の一部改正

一 更生保護事業の整理

更生保護事業とは、宿泊型保護事業、通所・訪問型保護事業及び地域連携・助成事業をいうものとする。 （第二条第一項関係）

二 宿泊型保護事業に係る規定の整備

1 宿泊型保護事業とは、第二条第二項各号に掲げる者であつて現に改善更生のための保護を必要としているものを更生保護施設に宿泊させて、その者に対し、教養訓練、医療又は就職を助け、職業を補導し、社会生活に適応させるために必要な生活指導又は特定の犯罪的傾向を改善するための援助を行い、生活環境の改善又は調整を図る等その改善更生に必要な保護を行う事業をいうものとする。 (第二条第二項関係)

2 宿泊型保護事業の対象者のうち「訴追を必要としないため公訴を提起しない処分を受け、刑事上の手続による身体の拘束を解かれた者」を「直ちに訴追を必要としないと認められ、刑事上の手続による身体の拘束を解かれた者」に改めるものとする。 (第二条第二項第七号関係)

三 通所・訪問型保護事業に係る規定の整備

通所・訪問型保護事業とは、第二条第二項に規定する者を更生保護施設その他の適当な施設に通わせ、又は訪問する等の方法により、その者に対し、宿泊場所への帰住、教養訓練、医療又は就職を助け、職業を補導し、社会生活に適応させるために必要な生活指導又は特定の犯罪的傾向を改善するための援助を行い、生活環境の改善又は調整を図り、金品を給与し、又は貸与し、生活の相談に応ずる等その改善更生に必要な保護を行う事業をいうものとする。 (第二条第三項関係)

四 地域連携・助成事業に係る規定の整備

地域連携・助成事業とは、次に掲げる事業をいうものとする。 (第二条第四項関係)

1 第二条第二項各号に掲げる者の改善更生に資する援助を行う公共の衛生福祉に関する機関その他の者との地域における連携協力体制の整備を行う事業

2 第二条第二項各号に掲げる者の改善更生に資する活動への地域住民の参加の促進を行う事業

3 宿泊型保護事業、通所・訪問型保護事業その他第二条第二項各号に掲げる者の改善更生を助けることを目的とする事業に従事する者の確保、養成及び研修を行う事業

4 1から3までに掲げるもののほか、宿泊型保護事業、通所・訪問型保護事業その他第二条第二項各号に掲げる者の改善更生を助けることを目的とする事業に関する啓発、連絡、調整又は助成を行う事業

第六 少年院法の一部改正

一 被害者等の心情等の考慮に係る規定の整備

1 少年院の長は、矯正教育を行うに当たっては、被害者等（在院者が刑若しくは保護処分を言い渡される理由となった犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為により害を被った者（以下この1において「被害者」という。）又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下第六において同じ。）の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況及び2の規定により聴取した心情等を考慮するものとする。こと。（第二十三条の二第一項関係）

2 少年院の長は、在院者について、被害者等から、被害に関する心情、被害者等の置かれている状況又は当該在院者の生活及び行動に関する意見（以下第六において「心情等」という。）を述べたい旨の申出があったと

きは、法務省令で定めるところにより、当該心情等を聴取するものとし、ただし、当該被害に係る事件の性質、当該被害者等と当該在院者との関係その他の被害者等に関する事情を考慮して相当でないとき、この限りでないものとする。 (第二十三条の二第二項関係)

3 少年院の長は、第二十四条第一項の生活指導を行うに当たっては、被害者等の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況及び2の規定により聴取した心情等を考慮するものとする。 (第二十四条第四項関係)

4 少年院の長は、法務省令で定めるところにより、被害者等から、2の規定により聴取した心情等を在院者に伝達することを希望する旨の申出があつたときは、第二十四条第一項の生活指導を行うに当たり、当該心情等を在院者に伝達するものとし、ただし、その伝達をすることが当該在院者の改善更生を妨げるおそれがあるときその他当該被害に係る事件の性質、矯正教育の実施状況その他の処遇に関する事情を考慮して相当でないとき、この限りでないものとする。 (第二十四条第五項関係)

5 少年院の長は、個人別矯正教育計画を策定するに当たっては、法務省令で定めるところにより、被害者等の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況及び2の規定により聴取した心情等を考慮するものとする。 (第三十四条第四項関係)

6 少年院の長は、第四十四条第一項の支援を行うに当たっては、矯正教育の実施状況、2の規定により聴取した心情等その他の被害者等に関する事情及び在院者が社会復帰をするに際し支援を必要とする事情を考慮する

ものとする。 (第四十四条第三項関係)

第七 少年鑑別所法の一部改正

一 家庭裁判所等の求めによる鑑別等の拡大

1 少年鑑別所の長が、家庭裁判所等から鑑別を求められたときにこれを行うものとされる者のうち、「懲役又は禁錮の刑の執行を受ける者であつて、二十歳未満のもの」を「懲役又は禁錮の刑の執行を受ける者」に改めるものとする。 (第十七条第一項第三号関係)

2 少年鑑別所の長が、家庭裁判所等から、更生保護法第四十条の規定 (国際受刑者移送法第二十一条の規定によりみなして適用する場合を含む。) 又は刑法第二十五条の二第一項若しくは第二十七条の三第一項若しくは薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律第四条第一項の規定により保護観察に付されている者について鑑別を求められたときは、これを行うものとする。 (第十七条第一項第四号関係)

第八 その他

一 その他所要の規定の整備を行うこと。

第九 附則

一 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとし、ただし、第一の三は公布の日から起算して二十日を経過した日から、第三の一、三及び四、第四 (一 1 及び 6 (三) を除く。)、第五、第六並びに第七は公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日か

ら、それぞれ施行するものとする。 (附則第一項関係)

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置その他の事項は、別に法律で定めるところによるものとする。 (附

則第二項関係)